

会津坂下町新型コロナウイルス感染症 対策本部からのお知らせ

令和3年1月25日号
発行：会津坂下町 新型コロナウイルス
感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

町民の皆さまへ

政府は、1都3県に続き、13日に大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木の2府5県に対して、特別措置法に基づく2月7日までの緊急事態宣言を発出しました。県内の感染状況についても、年末から続いている急速な感染拡大に歯止めが掛からず、県全体の医療提供体制が危機的な局面を迎えています。

こうした厳しい状況を踏まえ、県内全域を対象に、1月13日から2月7日までの間を「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」として、特別措置法の規定に基づく協力要請が行われました。

町民の皆さんは、2月7日までの間、緊急事態宣言の対象地域を始めとした感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください。また、県内においても不要不急の往来を自粛していただき、特に午後8時以降の外出自粛を徹底してください。また、こうした緊急対策と併せて、会話をする際は必ずマスクを着用するなど「新しい生活様式」を徹底するとともに、日常生活において感染リスクが高まる「5つの場面」を十分に意識して慎重な行動をお願いします。

命と健康を守り、医療崩壊を防ぐための正念場、瀬戸際にあります。医療関係者をはじめ、皆で力を合わせて、この状況を乗り越えていくことが何よりも大切です。皆さん一人ひとりが感染を防止していただくことを重ねてお願いいたします。

現在町では、新型コロナウイルスワクチンの速やかな接種に向け、接種体制の構築を進めています。接種の時期や方法については、対策本部からのお知らせやホームページなどで迅速にお伝えしてまいります。

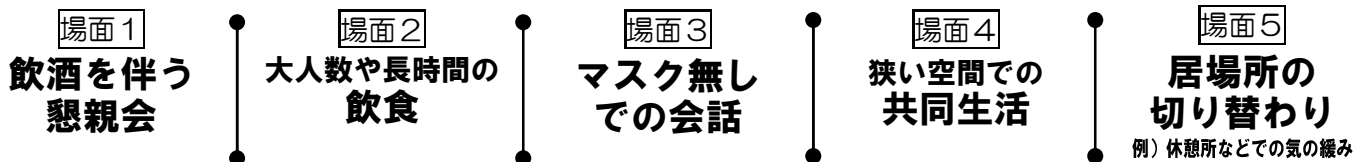
町は総力を挙げてこの難局に対し、しっかりと取組んでまいります。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長

会津坂下町長

齋藤 文英

感染リスクの高まる「5つの場面」にご注意ください！



感染症に関する相談先（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター」までご相談ください）

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口（生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間受付	☎0120-567-747
福島県一般相談（コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

発熱外来の受診について

風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさがある場合は、まずかかりつけ医など身近な医療機関に電話相談してください。受診の際は、マスクを着用し、自家用車にてお越しください。

両沼地方発熱外来（坂下厚生総合病院） ☎82-2080 午前9時～午後1時 ※土日祝日を除く

▼裏面のお知らせもご覧ください。

町施設の使用自粛要請について

1月12日付「福島県による特別措置法に基づく要請」（不要不急の外出自粛要請）がなされたことに伴い、町施設利用につきまして下記のとおり使用の自粛を要請します。

利用団体の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、町の感染予防対策にご理解とご協力をお願いします。

なお、今後の感染状況により変更になる場合がありますのでご了承ください。

期間 1月15日（金）～2月7日（日）

内容 ・団体の運営上必要な会議を開催する（少人数（10人程度）かつ1時間程度（午後8時退館）で感染予防対策を徹底できると判断した）場合に限り使用可能
・子育てふれあい交流センターは感染予防対策を徹底のうえ、町内に住所を有する子どもとその保護者のみ使用可能

対象施設	問い合わせ
中央公民館 / 学校体育施設	社会文化班 ☎83-3010
各地区コミュニティセンター / まちづくりセンター	政策企画班 ☎84-1504
健康管理センター	保険年金班 ☎84-1501
農村環境改善センター	農林振興班 ☎84-1505
子育てふれあい交流センター	子ども支援班 ☎84-3712
東分庁舎会議室	商工観光班 ☎83-5711

糸桜里の湯ばんげでは新型コロナウイルス感染症対策のうえ営業しています

1月12日付「福島県による特別措置法に基づく要請」を受け、午後8時まで感染症対策を徹底したうえで安全に営業しています。昨年10月に全町民へ配布となった温泉利用券が使用できますので、ご利用ください。

営業時間 午前9時～午後8時

【感染症対策にご協力ください】・入館時にはマスクの着用と手指のアルコール消毒をお願いします・体調不良や発熱のある方は入館をお控えください

問 糸桜里の湯ばんげ ☎83-1151 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎83-5711

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）

県では、下記の要請に応じた事業者に対して、「時短営業協力金」を交付します。

対象店舗 県内に所在し、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っており、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）、酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）

※惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニなどのイートインスペースを除く

要請内容 1月15日（金）～2月7日（日）の期間中、午後8時から午前5時までの時間帯での営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）

交付額 時短営業日数×1日4万円 ※1店舗当たり最大104万円

受付期間 時短営業要請期間終了後（2月8日（月）以降）受付開始予定

※交付要件、交付額など詳しくは県HPまたは下記コールセンターまでお問い合わせください。

問 福島県HP（福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyouryokukin3.html>

福島県時短要請コールセンター（平日 午前9時～午後5時） ☎024-521-8622



サーモグラフィ導入補助金

空気清浄機設置事業補助金

対象者 令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方

対象者 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業・個人事業主で、町税を滞納していない方

対象機器 設置型サーモグラフィ（カメラ・モニターその他必要機器）※町外支店・支所設置分は対象外

対象機器 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）

補助額 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限10万円 3台まで）

補助額 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円 3台まで）

申請方法 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

申請方法 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

申請期限 令和3年3月31日（水） **提出先** 〒969-6543 会津坂下町字市中二番甲 3650 番地（郵送、持参可）

問/申込 産業課 商工観光班（東分庁舎） ☎83-5711 FAX83-5713 E-mail: nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索、または右QRコードをスマートフォンで読み込んでください。

【町ホームページ】[会津坂下町 新型コロナ 発生状況](http://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html) **検索** <http://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html>

